

意見書 **再意見書**

2022年5月23日

吹田市長宛

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 **第1項** **第3項** の規定により、次の
とおり **説明報告書に対する意見書** を提出します。
見解書に対する再意見書

開 発 事 業 の 名 称	吹田市千里山西地区開発		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 <u>千里山西3丁目15番10他</u>		
予 定 建 築 物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意 見 の 内 容	<p>①吹田市開発事業の手續等に関する条例第16条によると、事前相談申込書提出後、関係住民に対して説明会の開催その他適切な方法により、大規模開発事業の内容についての説明を真摯に行わなければならないとされているが、事前の戸別訪問での説明に際し、意見書提出等の話は一切なく、説明会の内容は全て話したということで説明会への参加を見送った。結果、意見書提出の機会を失ったが、これは手続的に問題がないのか？</p> <p>②説明会時には関係住民以外も参加されたということで、結果、意見書等の内容説明資料について関係住民全てに配布がされなかったと会社担当者から聞いたが、この場合も説明会の開催その他適切な方法により、大規模開発事業の内容についての説明を実施したと言えるのか？</p> <p>③その後、市担当者経由で、会社担当者と電話で聞いたところ、意見書の提出は5月末までなので大丈夫とのことであったが、イ)意見書ではなく、再意見書の段階であること、ロ)5月末ではなく、5月27日が締め切りであることを知った。上記、①と同様に、会社担当者の話は関係住民が意見を述べる機会を失わせる対応であるが、このような状況でも説明を行っているということか？</p>		
※受付年月日	R4 年3月25日	※受付番号	第03-1-08号
※備 考			<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;"> <p>受付 目録室本室</p> <p>4.5.23</p> <p>第03-1-08号</p> </div>

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

仮称) 吹田市千里山西宅地開発

再見解書

No.1 見解書

- (1) 計画地の開発行為につきましては、関係法令及び条例を遵守した上で手続きを行っております。今後に予定しております計画地の詳細説明につきましては、誠意をもって説明をまいります。また、説明方法などにつきましても関連している地元自治会と相談をまいります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- (2) 計画地の開発行為につきましては、関係法令及び条例を遵守した上で、手続きを行っております。関係住民に対しての説明会に、関係住民以外の多くの住民が参加した経緯は、弊社ではわかりかねますが、関係住民以外が参加したことにより不足したと思われる書類につきましては、後日関係住民に対し投函しております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- (3) 計画地の開発行為につきましては、関係法令及び条例を遵守し、手続きを行っております。電話で正確な日にちはお伝えできなかったかもしれませんが、現地の掲示板に意見書の締め切り日が記載しており、確認できます。また、今後に予定しております計画地の詳細説明につきましては、誠意をもって説明をまいります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なお意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

2022年 5月 27日

吹田市長宛

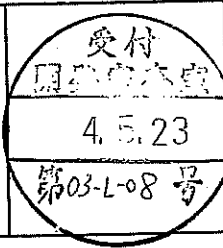
住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり 説明報告書に対する意見書 を提出します。
見解書に対する再意見書

開 発 事 業 の 名 称	吹田市千里山西地区開発		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市千里山西3丁目5番10他		
予 定 建 築 物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意 見 の 内 容	開発地区へ進入する道路は1つであり、この規模の住宅数があるところで問題はないのか？ 開発地区の入口の住居が火災等発生したとき、消防車が通れない場合等想定しなくともよいのか？ 土砂災害の場合に、進入路が一つでいいのか？ 消防との確認はされているのか？		
	開発地区が接する道路は、小学校・中学校の進学路であり、通行規制がされている。開発完了後、当該地区からの車両数を推定すると、規制が実質的になくなるのではないか？ 警察への説明はされていますか？その回答状況等は？ 開発地区の学区については、従来より学校規模適正化につき検討組上にあります。開発後に就学される児童、生徒が急増することが当然予想されます。これらについては、関係各所(市の学校教育部等)への事前相談等されていますか？		
※受付年月日	R 4 年 3 月 25 日	※受付番号	第03-L-08号
※備 考			※受付印 

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

仮称) 吹田市千里山西宅地開発

再見解書

No.2 見解書

- (1) 計画地の開発行為につきましては、関係法令及び条例を遵守し、計画しております。現計画で車による計画地への進入路は問題ないと確認しております。詳細が決定次第、再度説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (2) 計画地の開発行為につきましては、関係法令及び条例を遵守し、計画しております。火災等が発生した時、土砂災害が発生した際、消防車が通れないなどの心配がないよう消防署と協議してまいります。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (3) 計画地の宅地開発による自動車の増加については、関係法令及び条例を遵守し、警察及び各関係者とこれから協議してまいります。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (4) 計画地の宅地開発による児童、生徒の増加については、関係法令及び条例を遵守し、教育委員会及び各関係者と現計画内容で相談はしております。詳細が決定次第、教育委員会及び各関係者とあらためて協議をしてまいりますので、また詳細が決定しましたら、近隣住民様に対し、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

2022年5月23日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 ^{第1項} _{第3項} の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 ^{第1項} _{第3項} を提出します。
見解書に対する再意見書

開発事業の名称	吹田市千里山西地区開発		
事業区域の位置	吹田市 <u>千里山西地区15番10他</u>		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	意見書についての見解書を拝見しましたが、「建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、協議してまいります。」との回答があります。この協議というのは、市や関係官庁、関係住民は含まず、貴社内での協議という理解でよいのか？		
	同じく、「詳細が決定次第説明させていただきます。」とあるが、説明会の経緯もあるので、どのように説明する予定であるのか教えていただきたい。 法的に必要な事柄をするという担当者の言葉もあつたので、どのような手続きを法的に必要なのか？ 基本的に、関係住民が能動的に情報を確認していかなければならないのか？		
※受付年月日	R 4 年 3 月 25 日	※受付番号	第03-L-08号
※備考			※受付印

受付
開発審査室
4.5.23
第03-L-08号

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

仮称) 吹田市千里山西宅地開発

再見解書

No.3 見解書

- (1) 弊社だけではなく、市や関係官庁などが含まれます。
- (2) 説明方法などにつきましては計画地に関連している地元自治会と相談してまいります。人数、エリアを考慮しながら説明会を行うことを弊社は想定しております。
- (3) 計画地の開発行為は、関係法令及び条例を遵守し、協議し計画してまいります。法的に必要な事柄をするという言葉が何の件を指してるかわかりかねますが、宅地開発工事を行うのに、都市計画法第 29 条に基づく開発許可が必要になります。また、できる限り本計画の開発行為に関する関係法令は弊社から説明いたしますが、住民様によって確認したい内容は異なりますので、情報の確認が必要になる住民様もおられると思います。計画の詳細が決定次第、開発行為に関する関係法令及び条例について説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

様式第8号

意見書・再意見書

2022年5月24日

吹田市長宛

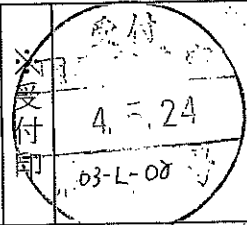
住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり 説明報告書に対する意見書を提出します。
見解書に対する再意見書

開 発 事 業 の 名 称	吹田市千里山西地区開発		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 千里山西3丁目95番10他		
予 定 建 築 物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意 見 の 内 容	<p>①説明会等に際して、関係住民に対して、意見書提出の説明や説明資料との配布を一部の人を除いてしていなかったため、説明会后、市役所の方にその旨の報告が多数寄せられた。結果、後日、意見書説明資料を個別に配布するように指導があったと市役所から聞いたが事実か？個別配布は実際に配布したのか？</p> <p>②構想の手續のフローでは、意見書に対しての見解書が出され、その見解書に対しての再意見書を提出、その再意見書に対しての再見解書を提出すると聞いた。再意見書は見解書に対しての意見や質問を関係住民が述べる機会である理解している。今回、上記①のため、意見書提出ができなかった関係住民が多数いるため、市の指導もあり、再意見書の提出に際して、(見解書に対しての再意見ではなく)初めての意見も提出できるようになっている。この再意見書の再見解書に対しての意見を述べる機会は考えているのか？</p> <p>③説明報告書を閲覧したが、自分自身の項目に、実際には説明資料を受領していないにもかかわらず受領したことになっていたのはなぜか？虚偽報告ではないのか？</p>		
※受付年月日	R4年3月25日	※受付番号	第03-L-08号
※備 考			

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

仮称) 吹田市千里山西宅地開発

再見解書

No.4 見解書

- (1) 説明会の案内資料一式はお配りした認識であったが、行政より行き違いがあった可能性があるとの指摘を受け、後日関係住民に対し投函しております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (2) 再意見書の再見解書に対して意見がある方は構想の手続きが終了した後であっても誠意をもって個別でご対応させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (3) 計画地の開発行為につきましては、関係法令及び条例を遵守し、手続きを行っており説明報告書は事実確認できている内容を記載しております。また、今後に予定しております計画地の詳細説明につきましては、今後は認識の行き違い等ないように誠意をもって説明をまいります。説明方法などにつきましても計画地に関連している地元自治会と相談してまいります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書 **再意見書**

令和4年5月24日

吹田市長宛

住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 **第1項** **第3項**の規定により、次のとおり **説明報告書に対する意見書** を提出します。
見解書に対する再意見書

開発事業の名称	吹田市榎山西老地開発		
事業区域の位置	吹田市榎山西三丁目95番10他		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<p>意見書に対する見解をありがとうございます。「関係法令や条例遵守」「決意事項」個別説明対応につきましては、「広域鉄線説明会開催」を懇願致し致す。</p> <p>大規模開発により大きく環境を取り巻く環境、住環境の激変において多数の懸念事項が不透明な状態です。協議経過や法令に基づいたどの対応が採られるかお聞かせ下さい。</p> <p>令和4年施政方針「環境」に打ち出されている「開発に伴い周辺環境がよりよくなるよう事業者と「環境巧み」の概念を共有し、適切に指導誘導を図る」市の姿勢に合わせて、今後の御対応の改善をよろしくお願い致します。</p>		
※受付年月日	R4年3月25日	※受付番号	第03-L-08号
※備考			※受付印 受付 開発審査室 4.5.24 第03-L-08号

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

仮称) 吹田市千里山西宅地開発

再見解書

No.5 見解書

- (1) 今後に予定しております計画地の詳細説明につきましては、大規模構想の関係住民に指定されている範囲だけではなく、工事車両など影響が及ぶ範囲に対し説明をさせていただきます。また、説明方法などにつきましても計画地に関連している地元自治会と相談させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- (2) 本計画は、開発行為に該当しますので、吹田市開発事業の手続き等に関する条例にそって手続きが進んでまいります。計画地の詳細協議につきましては、関係法令及び条例を遵守し、これから各関係者とこれから協議をさせていただきます。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

様式第 8 号

意見書・再意見書

2022 年 5 月 26 日

吹田市長様

住 所
氏 名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第 17 条 第 1 項 第 3 項 の規定により、次の
とおり説明報告書に対する意見書 を提出します。
見解書に対する再意見書

開 発 事 業 の 名 称	(仮称)吹田市千里山西宅地開発		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 千里山西 3 丁目 95 番 10 他、		
予 定 建 築 物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意 見 の 内 容	意見・要望は、添付を参照下さい。		
※受付年月日	R 4 年 3 月 25 日	※受付番号	第 03-L-08 号
※備 考			※受付印 受付 4. 5. 25 第 03-L-08 号

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

吹田市役所

開発審査室宛 (FAX. 06 - 6368 - 9901)

千里山西 宅地開発に対する意見 (要望事項)

1. 宅地造成工事関連

(1). 造成各種工事車両搬入口、および周辺区域の交通災害防止対策

- ①. 警備員 (車両誘導員) @ 搬入口 の設置
- ②. 事前の実地調査に基づく工事車両の最適アクセスルート・時間帯の設定
(※) 幹線道路 (新御堂筋) から当該区域 (千里山西3 千三/吹田一中 周辺区域) への大型車両 (重機) アクセスルートは固定 (1ルート 固定) される?
- ③. 近隣住民 (学校 / 介護施設 等) への② 情報提供 (掲示)
- ④. 工事車両 周辺区域通行時 (造成工事で発生する各種廃棄物の積載時) の路面環境維持 (ゴミ, 廃棄物 散乱 等の回避対策)

(2). 造船区画内 工事

- ①. 「5S (整理 / 整頓 / 清掃 / 清潔 / 躰)」状態の維持
- ②. 騒音 / 振動 低減対策
- ③. 造成工事 各種作業者の休憩場所 (安全衛生面に配慮した場所) の設置 (固定化)
- ④. 造成地に隣接 --- 特に南向きに隣接する世帯 --- に対する配慮
(※) " 庭 (住居 主要空間 --- 居間 ---)" が直接的に造成地に接する世帯もあり。プライバシーに十分配慮した作業空間・環境 (作業動線) づくり。
- ⑤. 造成工事管理責任者 (現場実作業の " 管理者的立場 "、および管理会社管理部門 合同での定期的パトロール (所謂、安全衛生パト) の実施
- ⑥. 造成工事 進捗状態の「見える化」、および近隣住民への周知

(3). 宅地造成のデザイン (絵姿) について

- ①. 域内外を繋ぐルートは " 車両/歩行者 (特に徒歩通学児童・生徒) の動線に配慮"
(※) 千三小 正門前から " 域 " 内外へのアクセス (歩行者 & 自転車専用道) 設置が動線分散に効果的?
- ②. 域内の公園 (児童公園?) 設置については、配置場所に対する隣接世帯への意見徴収
- ③. 上記 (2) - ④ 対策
(※) 景観 / プライバシー / セキュリティー を勘案した最適境界線 (ハード対策) の設定
- ④. " そっちの人達 / こっち人達 " - " 分断 " にならない生活環境づくり (環境開発)

以上

仮称) 吹田市千里山西宅地開発

再見解書

No.6 見解書

- (1) 宅地造成工事での工事車両搬入口、交通災害防止対策、路面環境維持等についての各事案につきましては、関係法令及び条例を遵守し、交通安全、地域環境が守られるように協議し努めてまいります。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (2) 造成区画内で工事についてご意見をいただきました現場環境と住環境についての各事案につきましては、関係法令及び条例を遵守し、工事が安全に行われるよう、また住環境が守られるように施工業者、各関係者と協議してまいります。施工業者、詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (3) 宅地造成のデザイン(絵姿)についての事案につきましては、建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、弊社で検討可能な範囲で協議してまいります。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

R4年5月27日

次田市長宛

住所

氏名

電話番号

(個人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

第1項

の規定により、次の

第2項

説明書の交付等に關する条例第17条

説明書交付に対する意見書

を提出します

と行い

見解書に対する再意見書

開発事業の名称

~~千里山西3丁目95番10, ~~~ 千里山西
宅地開発

所在地の住所

町丁目 千里山西3丁目95番10, ~

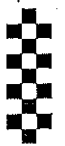
所在地地番

1. 町丁目番 2. 地番 3. その他

近隣住民で先4月の説明会のお知らせはありませして2.0
個別説明会ではな。大規模説明会開催に
してほしい。

意見の内容

受付
国政審査室
4.5.27
第03-L-08号



仮称) 吹田市千里山西宅地開発

再見解書

No.7 見解書

- (1) 関係住民に対し、説明会開催の案内を投函しておりました。改めての大規模構想手続きでの計画概要説明は、個別でご対応させていただきます。また、今後に予定しております計画地の詳細説明につきましては、人数、エリアを考慮しながら説明会を行うことを弊社は想定しております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

2022年5月26日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 を提出します。
見解書に対する再意見書

開発事業の名称	(仮称) 吹田市千里山西宅地開発		
事業区域の位置	吹田市 千里山西3丁目95番10他		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<p>1) 本開発事業についての見解書に対する再意見書に関する説明会を速やかに開催してください。説明会には、吹田市の本開発にかかる責任者及び開発事業の各専門家(府、市、および開発業者に属さない)の招へいを求めます。</p> <p>2) 土地利用計画図に記載の公園位置を変更して下さい。公園を嫌悪施設と捉えた場合の既存住宅売却時に与える影響は看過出来るものではないと考えます。現在の公園計画位置は既存住民の資産に大きく影響を与えるものです。変更が出来ない場合、吹田市開発室及び公園を管轄する部署と併せ開発事業者により、変更出来ない理由を法及び客観的データにて開示し説明してください。尚、コスト削減によるとの理由は認めません。</p> <p>3) 工事事業者は未定との事ですが、決定後には業者による工事時間厳守、工事車両通行時の警備員の配置、工事車両路上駐車禁止の徹底を求めます。また、事業者が決定したのち、工事時間や日程の計画段階での説明会を開催してください。説明会には、吹田市の本開発にかかる責任者及び開発事業の各専門家(府、市、および開発業者に属さない)の招へいを求めます。また、本開発地の工事車両の運行がほぼ通学路にあたるという立地特性を考慮いただき、周辺学校の学校関係者、開発地に接しないが校区内の自治会入会者及び住民の参加できるものとする事を求めます。コロナ対策による人数による規制が生じる必要がある場合は、開催日を複数日設ける、および、オンラインによる開催を求めます。尚、説明会は説明の場であるとともに意見交換の場であるべきと考えますので、問い合わせのあった住民への個別に対応するという再見解は認めません。</p>		
※受付年月日	R4年3月25日	※受付番号	第03-L-08号
※備考	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> <p style="text-align: center;">受付 4.27 第03-L-08号</p> </div>		

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

仮称) 吹田市千里山西宅地開発

再見解書

No.8 見解書

- (1) 大規模構想手続きでの見解書に対する再意見書に関する説明は、個別でご対応させていただきます。また、今後に予定しております計画地の詳細説明につきましては、人数、エリアを考慮しながら説明会を行うことを弊社は想定しております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (2) 宅地開発での公園位置につきましては、関係法令及び条例を遵守し、弊社で検討可能な範囲で協議してまいります。現計画での公園位置については、変更予定はありません。詳細が決定次第説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (3) 宅地開発での工事に関する事案につきましては、関係法令及び条例を遵守し、弊社で検討可能な範囲で協議してまいります。また施工業者、詳細が決定次第説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

2022年5月27日

吹田市長宛

住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第1.7条 第3項の規定により、次のとおり 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称		吹田市千里山西宅地開発		
事業区域の位置		吹田市 千里山西3丁目95番10		
予定建築物		戸建住宅 40戸		
意見の内容	<p>1. 公園と既存住宅の間は斜面になっており高低差もかなりあるが、何メートルの高低差になる予定なのか？また、今と同様斜面にして間をあけるのか？子どもが遊ぶのでボールなどが飛んでこないよう高めのフェンスや目隠しの樹木、また子どもがケガをしないような境界線のつくりにしてほしい。</p> <p>2. 前回提出されている方の意見書にも記載されているが、地震や水害対策をしっかりとった造成工事地盤作りを希望する。</p> <p>3. 意見書提出に関して、関係住民説明会では触れられず周知徹底されなかったことは、事業者の意図的な怠慢でその姿勢に不信感を覚える。回答書を見ても杓子定規な回答に徹しているので、今後は丁寧な説明会と各家庭への周知徹底を希望する。</p> <p>4. 周辺道路は通学路であるため、既存の道路に車が侵入する道を細くするなど速度を落とすような道路の作りを考えてほしい。中学校の坂道の一番上は交通量も意外と多く、現在でも小学校からの坂道では行き違うのが大変なため。また下校時は登校時とは異なり、車両通行止めにならず児童と自転車等本当に危ないので。</p>			
	※備考	R4年3月25日	※受付番号	第03-L-08号



- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

仮称) 吹田市千里山西宅地開発

再見解書

No.9 見解書

- (1) 現計画では、公園と南側の既存住宅の高低差は 2.8m～3.7mの計画になります。高低差のある土地の斜面が崩れないように新しくコンクリート擁壁工事をする計画になります。フェンスや目隠しの樹木などにつきましても、建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、公園課と協議してまいります。詳細が決定次第説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (2) 地震や水害対策につきましては、関係法令及び条例を遵守し、しっかりとした地震や水害対策が行われるよう協議してまいります。詳細が決定次第、通知させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (3) 今後に予定しております計画地の詳細説明につきましては、人数、エリアを考慮しながら誠意をもって説明会を行います。説明方法などにつきましても計画地に関連している地元自治会と相談してまいります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (4) 宅地開発による自動車の増加の問題につきましては、関係法令及び条例を遵守し、工事中、工事後も交通安全が守られるように警察署と協議してまいります。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

様式第8号

意見書・再意見書

2022年(月)日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条第1項第3項の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書を提出します。
見解書に対する再意見書

開発事業の名称	吹田市千里山西 宅地開発		
事業区域の位置	吹田市 千里山西三丁目 95番10		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>・工事中又は新居の入居後、自動車が大増え、小学校と、まわりの住民に迷惑をかけるおりに吹田市役所様と事前に協議して十分な対策取るように、ご予定はありますか。</p> <p>・新南苑の住宅地に隣接してかなりの殺差があり、新、地震、土砂、豪雨などの対策は具体的に何かあるでしょうか。コンクリート擁壁の設置は予定してありますか。</p>		
※受付年月日	R4年3月25日	※受付番号	第03-L-08号
※備考			※受付印 受付 開発審査室 4.5.27 第03-L-08号

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

仮称) 吹田市千里山西宅地開発

再見解書

No.10 見解書

(1) 工事中の車両通行ルート、宅地開発による自動車の増加につきましては、関係法令及び条例を遵守し、工事中、工事後も交通安全が守られるように警察署と協議してまいります。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(2) 計画地と隣接している住宅との高低差につきましては、関係法令及び条例を遵守し、高低差のある土地の斜面が崩れないように新しくコンクリート擁壁工事をする計画です。詳細が決定次第説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

様式第8号

意見書・再意見書

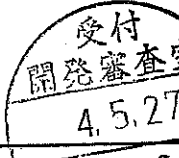
2022年5月27日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条第1項第3項の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書
(見解書に対する再意見書)を提出します。

開発事業の名称	吹田市千里山西宅地南祭		
事業区域の位置	吹田市千里山西3丁目96番地10・95番12他		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>1. 前回の意見書提出の件の回答について、誠意のある回答とは思えません。なぜ意見書提出をはっきりと説明して頂けなかったのか 住民が納得出来る回答をお願いします。</p> <p>2. 工事の最終計画が決定した場合、いつ住民に説明して頂けるのですか。もう一度説明会を必ず開催することを約束して下さい。その際最終計画は具体的にどこまで住民に説明して下さるのですか。</p> <p>3. 工事中の車両通行計画を説明してください。道路の通行に関しては警察の判断であるとのことでしたが通学路である地域の工事車両の運行に警察はどのような判断をなさったのか詳しいやりとりの内容を教えてください。</p> <p>4. 開発予定地と接している住宅との境界部分の工事の方法とその安全性についての説明はどのようになされるのか教えてください。</p>		
※受付年月日	R4年3月25日	※受付番号	第03-L-08号
※備考			※受付印 

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

仮称) 吹田市千里山西宅地開発

再見解書

No.11 見解書

- (1) 計画地の開発行為につきましては、関係法令及び条例を遵守した上で、手続きを行っております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
大規模構想手続きに関する説明につきましては、個別でご対応させていただきます。
また、今後に予定しております計画地の詳細説明につきましては、人数、エリアを考慮しながら説明会を行うことを弊社は想定しております。
- (2) 詳細説明時期については、施工業者、計画地の開発行為の詳細が決定しましたら、警察等と協議し、交通に関する内容について近隣住民に対し詳細説明を行う予定をしております。
範囲につきましては、大規模構想の関係住民に指定されている範囲だけではなく、工事車両など影響が及ぶ範囲に対し説明をまいります。また、説明方法などにつきましても計画地に関連している地元自治会と相談してまいります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (3) 工事中の車両通行ルートにつきましては、関係法令及び条例を遵守し、工事が安全に行われるようこれから警察署と協議してまいります。詳細が決定次第、誠意をもって説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (4) 計画地と隣接している住宅との境界部分の工事につきましては、関係法令及び条例を遵守し、工事が安全に行われるようこれから工事業者と協議してまいります。詳細が決定次第、擁壁等の構造の種類等の情報をもって説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

様式第8号

意見書・再意見書

令和4年5月27日

吹田市長宛

住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書と見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市千里山西 空地開発		
事業区域の位置	吹田市 千里山西3丁目95番10 他		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>前回の意見書、別紙質問書に対する見解書を見ました。 質問書①に因り、3-1-27と計画地34号、35号との地面の高差が2.4mあることを知り、擁壁は、1-27の既存の物と別に作り頂きたい。その幅、高さ、コンクリート製など説明して頂きたい。 (大雨による土砂くずれ、大震災などに耐えられるもの越願います。)</p> <p>株式会社ティー・アイ・コーポレーションと関係住民による説明会を再度開催して頂きたい。</p>		
※受付年月日	R4年3月25日	※受付番号	第03-L-08号
※備考			※受付印 受付 開発審査室 4.5.27 第03-L-08号

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

仮称) 吹田市千里山西宅地開発

再見解書

No.12 見解書

- (1) 現計画では、34、35号地南側の敷地内に、高低差のある土地の斜面が崩れないように新しくコンクリート擁壁を工事する計画です。詳細については、建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、協議してまいります。詳細が決定次第説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- (2) 今後に予定しております計画地の詳細説明につきましては、大規模構想の関係住民に指定されている範囲だけではなく、工事車両など影響が及ぶ範囲に対し説明をしております。また、説明方法などにつきましても計画地に関連している地元自治会と相談してまいります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

様式第8号

意見書・再意見書

令和4年5月27日

吹田市長宛

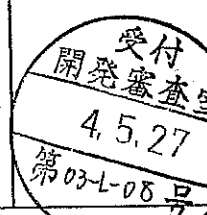
住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する 意見書 とおり見解書に対する 再意見書 を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市千里山西宅地開発		
事業区域の位置	吹田市千里山西3丁目95番10地		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>・南側の道路はスクールゾーンで通学時間帯には児童及び大勢の人々の往来にあり得る中、工事中、更に開発後も交通安全に十分配慮するようお願いいたします。</p> <p>・株式会社イー・アイ・コーポレーション、又は市と関係住民による説明会を再度開催して頂きたい。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>		
※受付年月日	R4年3月25日	※受付番号	第03-L-08号
※備考			※受付印 

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

仮称) 吹田市千里山西宅地開発

再見解書

No.13 見解書

- (1) スクールゾーンに対しての工事車両などの問題につきましては、関係法令及び条例を遵守し、工事が安全に行われるよう、また、開発工事後も交通安全が守られるよう十分配慮し協議してまいります。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- (2) 今後に予定しております計画地の詳細説明につきましては、大規模構想の関係住民に指定されている範囲だけではなく、工事車両など影響が及ぶ範囲に対し誠意をもって説明をしてまいります。また、説明方法などにつきましても計画地に関連している地元自治会と相談してまいります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

様式第8号

意見書 再意見書

2022年4月25日

吹田市長宛 様

住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の説明報告書に対する意見書 見解書 に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市千里山西毛地開発		
事業区域の位置	吹田市 千里山西3丁目95-10外		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p> (1,000人以上の見客が通り千里第3小丁目目の前のスモールゾーン、朝夕の毎日の (800人 " 生徒や通り、07日第1中) 登下校時間帯の光景を警察、役所業者の方に観て頂きたいです。 (意見書の二返答は「条例通りに...」警察が判断」という言葉ばかりで解決されず。 (説明会) 今後、広域での説明会を開いて頂きたいです。その情報も 住民に伝わるように案内したいです。(並ら看板に日付等記入しては 伝わりにくい。二の意見書もほとんど矢張りありませんで)。 ・工中、工事後の近隣住民(登下校せる親戚)の不安、スリを想像頂 け。今後は誠意ある心が込められ、二返答したいとお願いしてお 皆地元愛が強く、千里山西が大好きな方ばかり。自然や今の美しい環境を </p>		
※受付年月日	R4年3月25日	※受付番号	第03-L0号
※備考			※受付印 受付 <input checked="" type="checkbox"/> 意見書 4.5.30 第03-L08号

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

※ 残して頂ける方、よろしくお願ひ申し上げます。



仮称) 吹田市千里山西宅地開発

再見解書

No.14 見解書

- (1) スクールゾーンに対しての工事車両などの問題につきましては、関係法令及び条例を遵守し、工事が安全に行われるよう協議してまいります。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (2) 今後に予定しております計画地の詳細説明につきましては、大規模構想の関係住民に指定されている範囲だけではなく、工事車両など影響が及ぶ範囲に対し説明をしてまいります。また、説明方法などにつきましても計画地に関連している地元自治会と誠意をもって相談してまいります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (3) 工事中におきましては、騒音・振動・粉塵・交通安全対策等には、細心の注意を払い、極力ご迷惑をおかけしないよう配慮いたします。また工事後も関係法令及び条例を遵守し、千里山西の住環境が守られるよう誠意をもって近隣住民の皆様に対し対応させていただきます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。